

別表第1（第3条関係）

交付対象者 (活動の種類)	交付対象者 (交付の条件)	交付金額
コミュニティフ リッジ運営者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時時点で活動が休止中でないこと ・令和8年3月末までの活動計画があること ・こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受けないこと 	1団体あたり5万円に、基準日（※3）における登録世帯数1世帯（登録者数1名）につき7千円を加算した金額
こども宅食運営者（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時時点で活動が休止中でないこと ・令和8年3月末までの活動計画があること ・各世帯に対して月1回以上の訪問を行うこと ・こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受けないこと 	1団体あたり5万円に、基準日（※3）における宅食利用世帯（配達世帯）数1世帯につき7千円を加算した金額
こどもの居場所運営者（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時時点で活動が休止中でないこと ・令和8年3月末までの活動計画があること ・月1回以上の活動を行うこと ・こども家庭庁が実施する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」による支援を受けないこと 	1居場所あたり5万円

※1 市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）こども宅食を除く

※2 市町社会福祉協議会が運営する活動、市町が運営する（委託する）こどもの居場所を除く

※3 申請日の属する月の初日。